

〔令和5年6月9日〕火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令について（試験を受けようとする者の写真サイズに関する要件の見直し）

本件の概要

2023年6月9日

この度、火薬類取締法施行規則の一部を改正し、試験を受けようとする者における様式第3 1の受験願書に必要な写真サイズに関する要件について見直しを行いましたので、お知らせします。

[火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）の一部を改正する省令（PDF形式：939KB）](#) 

お問合せ先

産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付
電話：03-3501-1511(内線4961)

○経済産業省令第三十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月九日

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則の一部改正

第一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受験の手續） 第七十八条 試験を受けようとする者は、様式第三十一の受験願書に写真（<u>旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの</u>）を添えて経済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣（法第三十一条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に、都道府県知事の行う試	（受験の手續） 第七十八条 試験を受けようとする者は、様式第三十一の受験願書に写真（<u>縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであつて、出願前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの</u>）を添えて経済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣（法第三十一条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に、

験にあつては当該都道府県知事（法第三十一条の三第一項の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合に於ては、指定試験機関）に提出しなければならない。

2・3 [略]

都道府県知事の行う試験にあつては当該都道府県知事（法第三十一条の三第一項の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合に於ては、指定試験機関）に提出しなければならない。

2・3 [略]

（採石法施行規則の一部改正）
第二条 採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受験手続） 第八条の九 業務管理者試験を受けようとする者は、様式第九による受験願書に写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して都道府県知事に提出しなければならない。	（受験手続） 第八条の九 業務管理者試験を受けようとする者は、様式第九による受験願書に写真（手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して都道府県知事に提出しなければならない。
（認定の申請） 第八条の十一 法第三十二条の四第一項第六号の規定による認定を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して都道府県知事に提出しなければならない。	（認定の申請） 第八条の十一 法第三十二条の四第一項第六号の規定による認定を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して都道府県知事に提出しなければならない。
一 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）	一 写真（手札形とし、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
（合格証等の再交付の手続） 第八条の十三 第八条の十の合格証又は前条の認定証を汚し、損じ、又は失つてその再交付を受けようとする者は、様式第十四による申請書に写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して当該合格証又は認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。	（合格証等の再交付の手続） 第八条の十三 第八条の十の合格証または前条の認定証をよごし、損じ、または失なつてその再交付を受けようとする者は、様式第十四による申請書に写真（手札形とし、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名および年齢を記載したもの）を添付して当該合格証または認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

（航空機製造事業法施行規則の一部改正）
第三条 航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指名） 第三十八条 [略] 2 前項の規定により指名の申請をしようとする事業者は、様式第十五による申請書に、当該航空工場検査員が令第四条の各号に定める者であることを証する書面及び当該航空工場検査員の写真（申請前六月以内に脱帽して正面から上三分身を写した縦三十三ミリメートル、横二十四ミリメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。	（指名） 第三十八条 [略] 2 前項の規定により指名の申請をしようとする事業者は、様式第十五による申請書に、当該航空工場検査員が令第四条の各号に定める者であることを証する書面及び当該航空工場検査員の写真（申請前六月以内に脱帽して正面から上半身を写した縦三十三ミリメートル、横二十五ミリメートルのもので、裏面に氏名および生年月日を記載したもの）二枚を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則

1 (施行期日)

この省令は、令和五年六月九日から施行する。

2 (経過措置)

この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による受験願書、申請書その他の文書については、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用するこ

とができる。